

稲城市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

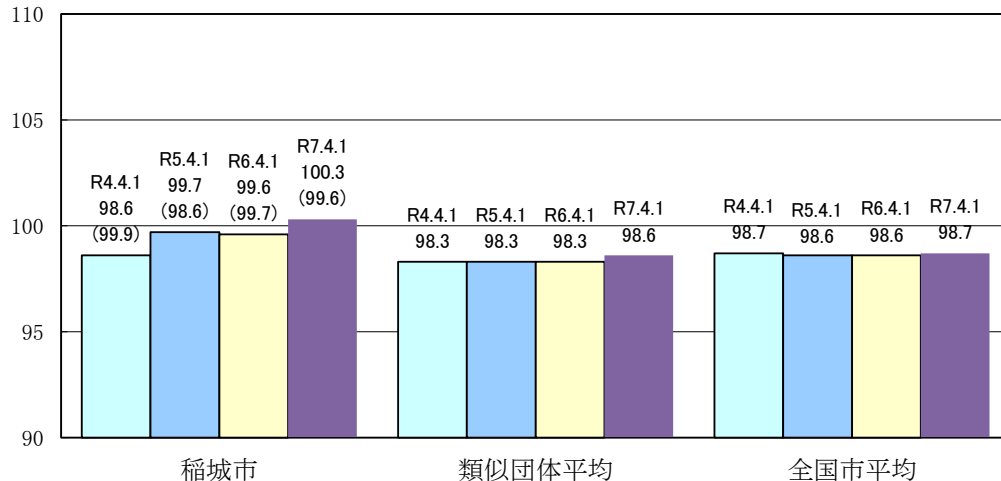
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支 千円	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
6年度	人 93,916	千円 42,760,937	千円 995,945	千円 6,000,083	% 14.0	% 13.5

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
6年度	人 527	千円 1,910,362	千円 739,671	千円 1,030,152	千円 3,680,185	千円 6,983	千円 6,391

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 0書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数(地域手当補正後ラスパイレス指数を含む)の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給与月額について、本来の7割水準に設定される職員を除いている。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

給与月額の低い職員の退職者が多く、中堅職員の昇給者が多かったため。

(4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)の実施状況について

【概要】国の給与制度の総合の見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施] 未実施]

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 東京都の給料改定に準拠し、市での民間給与水準を是正するため平成27年4月1日から給料月額の平均1.7%引下げを実施した。

②地域手当の見直し

実施内容

(支給割合) 国基準15%に対し、稲城市においては16%を支給。
 (実施時期) 令和7年4月1日より実施。

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	15.0%	15.0%	15.0%
稲城市の支給割合	15.0%	16.0%	16.0%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和7年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
稲城市	42.3 歳	325,967 円	440,136 円	401,785 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	42.1 歳	323,823 円	- 円	405,378 円
類似団体	41.7 歳	323,640 円	410,439 円	373,596 円

②技能労務職

区分	公務員						民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)		
稲城市	58.0 歳	8 人	287,188 円	344,155 円	337,633 円	-	-	-	-	
うち 用務員	63.4 歳	2 人	211,500 円	252,840 円	245,340 円	他に分類されない清掃等従事者	48.8 歳	267,400 円	0.95	
うち 学校給食員	56.3 歳	5 人	307,880 円	366,273 円	360,737 円	飲食物調理従事者	42.7 歳	324,000 円	1.13	
東京都	50.3 歳	1,189 人	289,995 円	391,360 円	357,218 円	-	-	-	-	
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	- 円	330,553 円	-	-	-	-	
類似団体	52.8 歳	15 人	324,186 円	382,285 円	358,506 円	-	-	-	-	

区分	参考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
稲城市	-	-	-
うち 用務員	3,654,302 円	3,469,000 円	1.05
うち 学校給食員	5,711,676 円	4,273,000 円	1.34

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(令和3年～令和5年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※ 年取ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかになっているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和7年4月1日現在)

区分	稲城市	東京都	国
一般行政職	196,200 円	225,500 円	220,000 円
技能労務職	160,100 円	188,000 円	188,000 円
	185,400 円	185,400 円	185,700 円
	- 円	- 円	- 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	275,592 円	371,563 円	- 円	- 円
技能労務職	- 円	- 円	- 円	- 円
	- 円	- 円	- 円	- 円
	- 円	- 円	- 円	- 円

※ 「-」は該当する職員・近似層の職員が3人以下の場合。

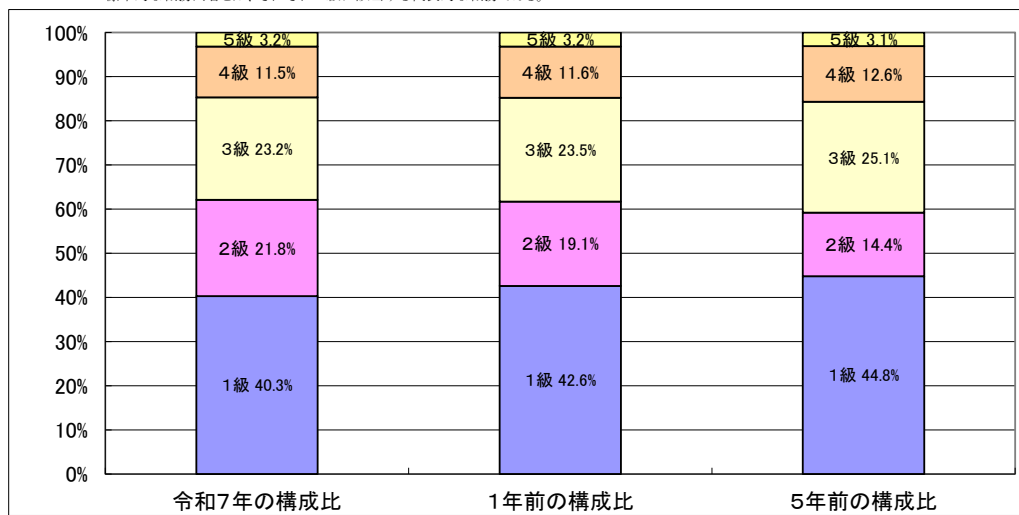
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和7年4月1日現在)

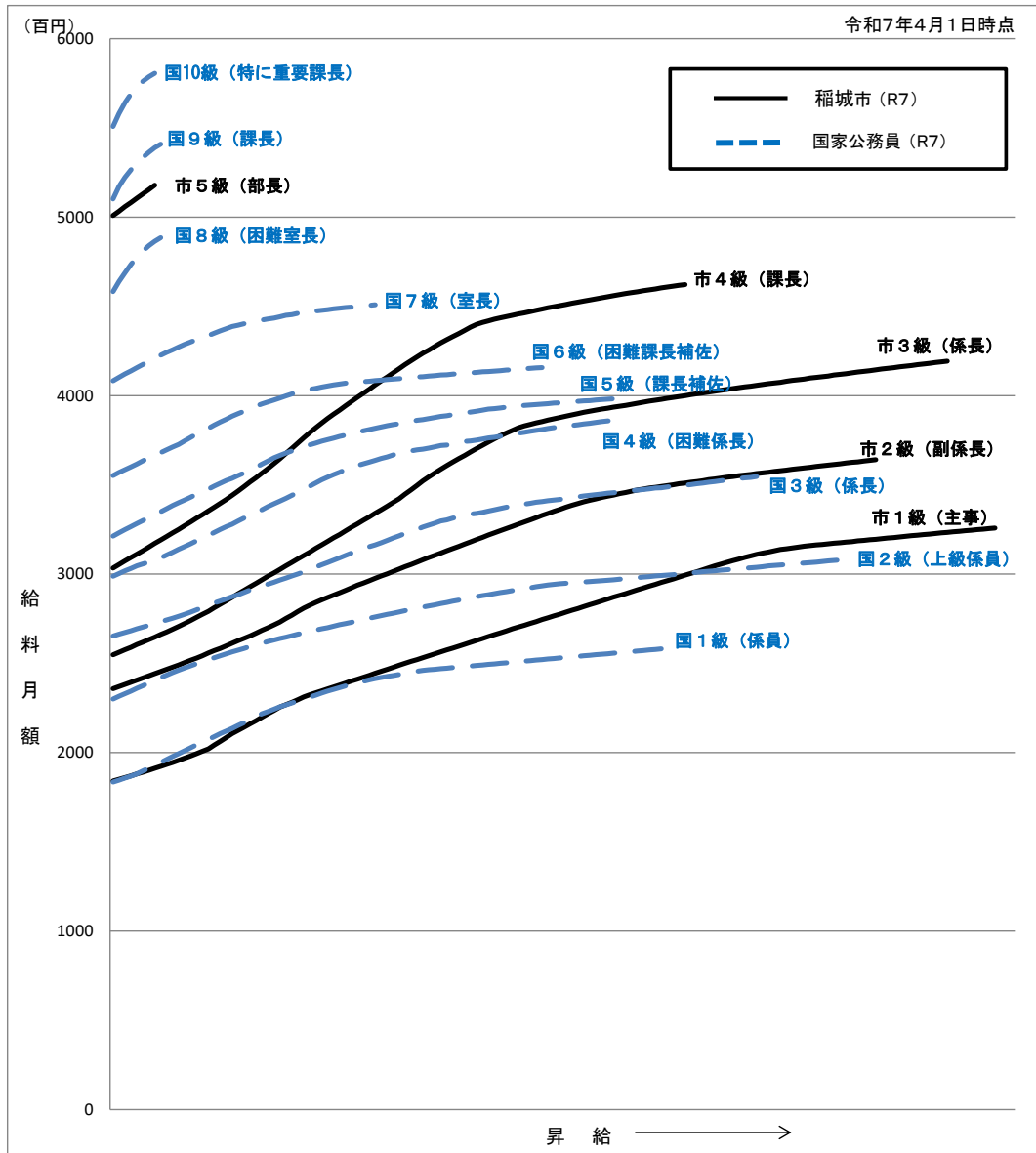
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5 級	部長	11 人	3.2 %	500,900 円	517,900 円
4 級	統括課長・課長・主幹	39 人	11.5 %	303,400 円	462,200 円
3 級	係長	79 人	23.2 %	254,800 円	419,300 円
2 級	副係長	74 人	21.8 %	235,800 円	364,100 円
1 級	主事	137 人	40.3 %	184,100 円	325,800 円

(注) 1 稲城市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(稲城市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

稲 城 市	東 京 都	国
1人当たり平均支給額(令和6年度) 1,825 千円	1人当たり平均支給額(令和6年度) 2,053 千円	— —
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.40 月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(稲城市)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)	/		/	
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和7年4月1日現在)

稲 城 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.0 月分	23.0 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	30.5 月分	30.5 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	43.0 月分	43.0 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	43.0 月分	43.0 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~10%加算)			定年前早期退職特例措置(割増率2~45%)		
消防職員加算					
1人当たり平均支給額	12,065 千円				

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非達によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		334,176 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		596 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
稲城市	16 %	561 人	15 %

(4) 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	6,513 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	52,950 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	21.7 %			
手当の種類(手当数)	13			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
社会福祉主事手当	生活福祉課職員	生活保護の実施に係る訪問及び申請時の面接相談を行ったとき	178 千円	日額200円
行路病人救護手当		行路病人の救護に従事したとき	0 千円	日額1,000円
行路死亡人等取扱手当		行路死亡人その他死体の取扱いに従事したとき	15 千円	日額3,000円
下水管渠調査手当	下水道課職員	公共下水道管内の作業に従事したとき	0 千円	日額500円
感染症関連業務手当	市役所職員	感染症関連の業務に従事したとき	0 千円	日額1,000円
機関手当	消防本部職員	消防機関の運転や整備に従事したとき	764 千円	1当務150～300円
出場手当		水火災等に出場したとき	925 千円	1回100～300円
救急手当		救急事故に出場したとき	4,279 千円	1回100～510円
梯子車専従手当		梯子車の操作登はんに従事したとき	0 千円	日額360円
深夜特殊業務手当		交替制勤務者が深夜に2時間以上勤務したとき	228 千円	1当務170円
火災調査手当		火災の調査等に従事したとき	12 千円	日額100円
救出救助専従手当		救出救助現場に出勤したとき	111 千円	1回100～500円
感染症関連業務手当		感染症関連の業務に従事したとき	0 千円	日額1,000～2,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	153,530 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	311 千円
支給実績(令和5年度決算)	135,734 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	276 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(5年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給。ただし、行(1)・医(2)・医(3)・消防の5級、医(1)の3級の職員には支給しない。 【支給額】 (1)配偶者 3,000円(課長級には支給されない) (2)子 11,500円※ (3)父母等 6,000円(課長級は3,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 4,000円	異なる	支給単価 【国】 (1)配偶者 3,000円(行(一)8級相当以上は支給対象外) (2)子 11,500円※ (3)父母等 6,500円(行(一)8級相当以上は3,500円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 5,000円	49,011 千円	210,349 円
住居手当	【内容】 当該年度末35歳未満で、自ら居住するため住宅・貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等(管理職除く) 【支給額】 15,000円	異なる	支給対象者、支給単価 【国】 借家・借間居住職員 支給限度額 28,000円	11,798 千円	161,620 円
通勤手当	【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給 【支給額】※月額支給限度額150,000円 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた月額 1,000～13,000円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額	異なる	交通用具使用者の支給額 【国】 2,000～31,600円	45,719 千円	101,147 円
休日勤務手当	【内容】 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給(管理職除く) 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×135/100	同じ		48,454 千円	521,013 円

夜間勤務手当	【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 (管理職除く) 【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×25/100	同じ		3,734 千円	42,436 円
宿日直手当	【内容】 宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 【支給単価】 (1)12月29日から翌年の1月3日までの日から始まる宿日直 市立病院以外の職員 1勤務 15,000円 (2) 上記(1)以外の場合 市立病院以外の職員 1勤務 12,000円	異なる	支給単価 【国】 4,400～22,000円	- 千円	- 円
管理職手当	【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給 【支給額】 (1)部長級 101,700円 (2)統括課長級 85,900円 (3)課長級 73,400円 (4)主幹級 57,600円	異なる	支給対象者、支給額 【国】 46,300～130,300円	63,848 千円	952,949 円
管理職員特別勤務手当	【内容】 ①管理職が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時～午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【支給額】 ①の場合 部長級 12,000円 統括課長級 11,000円 課長級 10,000円 主幹級 9,000円 ※6時間を超える分は150/100 ②の場合 部長級 6,000円 統括課長級 5,000円 課長級 4,000円 主幹級 3,000円	異なる	支給単価 【国】 (1)6,000円～18,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、9,000円～27,000円) (2)3,000円～9,000円 (勤務時間が6時間超の場合は、4,500円～13,500円)	275 千円	19,643 円

5 特別職の報酬等の状況(令和7年4月1日現在)

区分	給料	月額	
		最高額	最低額
給料	市長	942,000 円	1,120,000 円 / 510,000 円
	副市長	816,000 円	934,000 円 / 614,600 円
	議長	550,000 円	757,000 円 / 400,000 円
報酬	副議長	501,000 円	670,000 円 / 326,000 円
	議員	468,000 円	606,000 円 / 303,000 円
	備考		
期末手当	市長	(令和6年度支給割合)	
	副市長	4.2	月分
	議長	(令和6年度支給割合)	
	副議長 議員	4.5	月分
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職年数×400/100	15,072,000 円 任期ごと
	副市長	給料月額×在職年数×300/100	9,792,000 円 任期ごと
	備考		

- (注) 1 特別職の報酬等の額は、学識経験者などで構成される「稲城市特別職報酬等審議会」の答申に基づき条例で定められている。
2 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
3 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

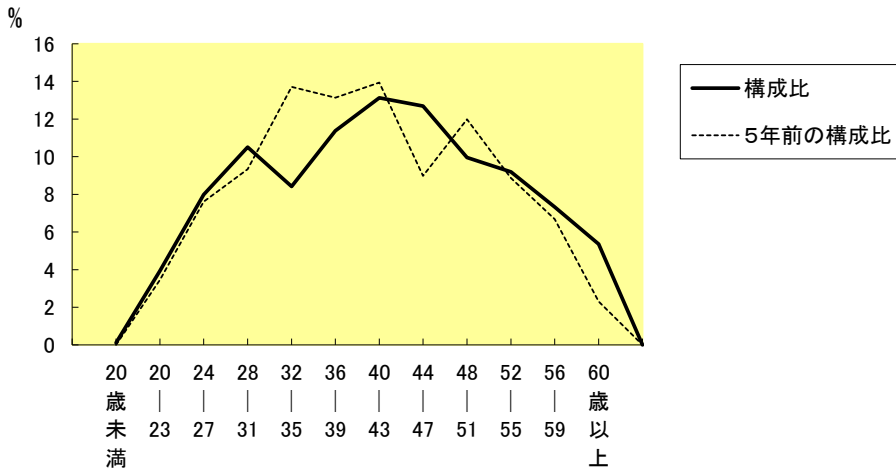
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議務・企画	7	7	0	<増加理由> ・脱炭素関連や新規派遣による増員 など
		総務	114	119	5	
		税務	35	35	0	
		民生	112	112	0	
		衛生	21	22	1	
		労働	0	0	0	
		農林水産	5	5	0	
		商工	9	9	0	
		土木	59	58	△1	
	計	362	367	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 39.08 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 52.48 人	
教育部門	56	58	2			
消防部門	109	112	3			
小計	527	537	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 57.18 人 類似団体の人口1万人当たり職員数 65.90 人		
公営企業等部門	病院	350	346	△4	<減少理由> ・医療職で退職があったことによる減員 など	
	下水道	10	9	△1		
	その他	22	22	0		
小計	382	377	△5			
合計		909	914	5	<参考> 人口1万人当たり職員数 97.32 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条約定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和7年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	36人	73人	96人	77人	104人	120人	116人	91人	84人	67人	49人	914人

(3)職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	349	347	351	357	362	367	18 5.2%
教育	50	53	53	56	56	58	8 16.0%
消防	109	110	110	109	109	112	3 2.8%
普通会計	508	510	514	522	527	537	29 5.7%
公営企業等会計	360	360	370	376	382	377	17 4.7%
総合計	868	870	884	898	909	914	46 5.3%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用		純損益又は職員給与費		職員給与費に占める割合		(参考)令和5年度の総費用に占める職員給与費比率
	A	実質収支	B	給与費比率	B/A	職員給与費比率	
6年度	千円	千円	千円	%	%	%	%
	8,033,984	-969,598	4,564,378	56.8			54.8

区分	職員数 A	給与				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
6年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	318	1,569,855	579,147	642,554	2,791,556	8,778

(参考)市町村病院事業職員 平均一人当たり給与費
千円
7,465

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員(短時間勤務)及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和7年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均給与月額
医師	46.6 歳	583,513 円	1,196,467 円
看護師	43.9 歳	327,721 円	575,149 円
事務職員	43.9 歳	365,206 円	582,844 円
市町村病院事業平均			
医師	43.4 歳	567,868 円	1,407,938 円
看護師	41.3 歳	303,695 円	498,220 円
事務職員	46.4 歳	323,562 円	507,447 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 平均年齢の市町村病院事業平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

稲城市(病院事業)		稲城市(一般行政職)	
1人当たり平均支給額(令和6年度)	千円	1,826	千円
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.35 月分	勤勉手当 2.30 月分	期末手当 2.35 月分	勤勉手当 2.30 月分
(1.35)月分	(1.10)月分	(1.35)月分	(1.10)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20%	

- (注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(令和7年4月1日現在)

稲城市(病院事業)		稲城市(一般行政職)	
(支給率) 自己都合	応募認定・定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年
勤続20年 23.0 月分	23.0 月分	勤続20年 23.0 月分	23.0 月分
勤続25年 30.5 月分	30.5 月分	勤続25年 30.5 月分	30.5 月分
勤続35年 43.0 月分	43.0 月分	勤続35年 43.0 月分	43.0 月分
最高限度 43.0 月分	43.0 月分	最高限度 43.0 月分	43.0 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置(2~10%加算)		定年前早期退職特例措置(2~10%加算)	
1人当たり平均支給額 2,849 千円	10,519 千円	1人当たり平均支給額 4,631 千円	23,989 千円

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。
 2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)		210,615 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)		597 千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給割合)
稲城市	16 %	353 人	16 %

エ 特殊勤務手当(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)	276,771 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	873,095 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和6年度)	88.7 %
手当の種類(手当数)	24

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(6年度決算)	左記職員に対する支給単価
夜間看護手当		看護師等が深夜の看護等の業務に従事したとき	102,808 千円	1勤務(4時間未満)7,300円 1勤務(4時間以上)7,800円 ※深夜の時間帯の全てを勤務した場合は15,100円
往診手当		管理者が指定する地域連携施設に医師が往診したとき	2,464 千円	勤務時間内 往診費用の50% 勤務時間外 往診費用の70%
手術手当		術者(手術室において手術に携わった医師) 助手(手術室において手術に携わった医師) 麻酔科医師が手術において麻酔を行ったとき 補助手(手術室において手術に携わった看護師等)	35,609 千円	手術点数の5.0% 手術点数の1.7% 手術点数の1.0% 手術点数の1.3%
危険手当		市立病院に勤務する職員のうち行(1)、行(2)給料表適用者並びに栄養科医(2)給料表適用者を除くもの	8,191 千円	月額2,300円
死体処置手当		死体処置作業に従事したとき	74 千円	1体170円

分娩手当		単胎の場合(医師が正常分娩を担当) 双胎以上の場合(医師が正常分娩を担当) 単胎の場合(助産師が正常分娩を担当) 双胎以上の場合(助産師が正常分娩を担当)	1,306 千円	分娩介助料の5.0% 分娩介助料の7.5% 分娩介助料の4.0% 分娩介助料の6.0%
被曝手当		放射線科に勤務する医師 放射線科に勤務する医師以外の技術職員	2,406 千円	月額80,000円 月額3,000円
解剖手当		解剖に従事した医師及び医師以外の職員	1 千円	1体570円
夜間勤務者調整手当		夜間において勤務する看護師等	6,278 千円	月額4,500円
年末年始勤務手当		年末年始において正規の勤務時間を割り振られかつ勤務した者	1,045 千円	日額(12/29~30)2,200円 日額(12/31~1/3)2,500円
緊急出勤手当		手術又は診療のため正規の勤務時間以外に緊急登院した者	193 千円	1回(医師の管理職)4,500円 1回(上記以外の者)1,550円
拘束手当		手術室等に勤務する看護師等のうち正規の勤務時間外に緊急登院する当番となっている者	3,476 千円	1単位(12/29~1/3)3,000円 1単位(上記以外の日)2,000円
管理職診療業務手当	市立病院職員	救急患者等のため、医療職給料表(1)3級以上の医師が、正規の勤務時間外に診療業務に従事したとき。	10,788 千円	1時間2,000円
医業従事手当		管理者(医師である場合に限る) 院長 副院長 参事 診療部長 健診センター長 診療科部長 医長 医員	70,139 千円	月額400,000円 月額400,000円 月額200,000円 月額200,000円 月額150,000円 月額150,000円 月額104,000円 月額87,000円 月額82,000円
特定行為看護従事手当		特定行為研修を修了した看護師が、管理者が指定する特定看護分野に従事したとき。	108 千円	月額4,000円 月額8,000円(再任用職員)
認定看護分野従事手当		認定看護師(公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師をいう。)が、管理者が指定する認定看護分野に従事したとき。	423 千円	月額3,000円 月額6,000円(再任用職員)
予定外入院受入手当		①看護職が休日・夜間に救急外来で予定外入院に従事したとき ②看護職が夜間に病棟で予定外入院に従事したとき ③看護職が休日に病棟で予定外入院に従事したとき	3,680 千円	①1患者500円 ②1患者1,000円 ③1患者500円
宿日直勤務時時間外手当		①医師が、宿日直勤務時に患者を診察したとき ②医師が、宿日直勤務時に緊急入院する患者を受け持ったとき	14,676 千円	①1患者4,000円 ②1患者8,000円
入院患者主治医手当		医師が、入院する患者の主治医となったとき	11,993 千円	1患者2,500円
時間外入院受入医師手当		日直勤務以外の、医師が平日の正規の勤務時間外に緊急入院する患者を受け持ったとき。	224 千円	1患者4,000円
医師派遣手当	派遣医師	東京都地域医療支援ドクター事業により東京から派遣された医師が、医師業務に従事したとき。	0 千円	日額10,000円
再任用看護職員等処遇改善手当	再任用看護師	医療職給料表(3)の適用を受ける再任用職員が、管理者の指定する業務に従事したとき。	732 千円	月額12,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(令和6年度決算)	118,256 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)	398 千円
支給実績(令和5年度決算)	118,223 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	388 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度と一般行政職の制度と異なる内容の異同	支給実績(令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)
扶養手当	【内容】 扶養親族を有する職員に支給。ただし、行(1)・医(2)・医(3)・消防の5級、医(1)の3級の職員には支給しない。 【支給額】 (1)配偶者 3,000円(課長級には支給されない) (2)子 11,500円※ (3)父母等 6,000円(課長級は3,000円) ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの子がいる場合の加算 4,000円	同じ	20,286 千円	193,200 円

住居手当	<p>【内容】 当該年度末35歳未満で、自ら居住するため住宅・貸間を借り受け、月額15,000円以上の家賃を支払っている世帯主等 (管理職除く)</p> <p>【支給額】 15,000円</p>	同じ		5,843 千円	157,925 円
通勤手当	<p>【内容】 通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自動車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】※月額支給限度額150,000円 (1)交通機関等利用者 原則として、6ヵ月定期券額 (2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた月額 1,000～13,000円 (3)交通機関・交通用具併用者 原則として、(1)と(2)の合計額</p>	同じ		23,618 千円	75,700 円
夜間勤務手当	<p>【内容】 正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命じられた職員が勤務した場合に支給 (管理職除く)</p> <p>【支給単価】 勤務1時間当たりの給料等の額 ×25/100</p>	同じ		26,264 千円	176,271 円
宿日直手当	<p>【内容】 宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員が勤務した場合に支給</p> <p>【支給単価】 (1)12月29日から翌年の1月3日までの日から始まる宿日直 宿直勤務に従事した医師 1勤務 37,500円 日直勤務に従事した医師 1勤務 30,000円 看護師 1勤務 21,000円 前2号に掲げる者以外の企業職員 1勤務 21,000円 (2)上記(1)以外の場合 宿直勤務に従事した医師 1勤務 25,000円 日直勤務に従事した医師 1勤務 20,000円 看護師 1勤務 14,000円 前2号に掲げる者以外の企業職員 1勤務 14,000円</p>	異なる	支給単価 (一般行政職) (1)12月29日から翌年の1月3日までの日から始まる宿日直 1勤務 15,000円 (2)上記(1)以外の場合 1勤務 12,000円	40,033 千円	430,462 円
管理職手当	<p>【内容】 管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】 (1)医(1) 院長級 127,600円 診療部長級 116,700円 診療科部長級 100,300円 (2)医(1)適用者以外 部長級 101,700円 統括課長級 85,900円 課長級 73,400円</p>	異なる	支給対象者、支給額 (一般行政職) (1)部長級 101,700円 (2)統括課長級 85,900円 (3)課長級 73,400円 (4)主幹級 57,600円	45,298 千円	1,132,448 円
初任給調整手当	<p>【内容】 専門的な知識を必要とし、かつ採用による欠員補充が困難である等の事情が考慮される以下の職員に支給</p> <p>【支給額】 医療職給料表(3)の適用を受ける (1)免許を取得した日の属する年の翌年3月31日までの期間 月額24,000円 (2)(1)の期間が終了した日の翌日から翌年3月31日までの期間 月額18,000円 (3)(2)の期間が終了した日の翌日以降の期間 月額12,000円</p>			26,823 千円	138,979 円
管理職員特別勤務手当	<p>【内容】 ①管理職が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②管理職が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により平日午前0時～午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】 ①の場合 部長級 12,000円 統括課長級 11,000円 課長級 10,000円 ②の場合 部長級 6,000円 統括課長級 5,000円 課長級 4,000円 ※6時間を超える分は150/100</p>	異なる	支給対象者 (一般行政職) 【支給額】 ①の場合 部長級 12,000円 統括課長級 11,000円 課長級 10,000円 主幹級 9,000円 ※6時間を超える分は150/100 ②の場合 部長級 6,000円 統括課長級 5,000円 課長級 4,000円 主幹級 3,000円	90 千円	30,000 円